２　前項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣並びに農林水産大臣が定める地方農政局（以下「審査・集計農政局」という。）の長及び北海道農政事務所長は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。

３　（略）

４　第一項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）は、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

５　（略）

２　前項の規定により漁獲成績報告書等（農林水産大臣が定めるものに限る。）を利用する場合には、当該漁獲成績報告書等に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣又は農林水産大臣が定める地方農政局（以下「審査・集計農政局」という。）の長及び北海道農政事務所長は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。

３　（略）

４　第一項の規定により漁獲成績報告書等（第二項の農林水産大臣が定めるものを除く。）を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）は、当該漁獲成績報告書等に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

５　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。